

募集 平成29年度 臨時職員

ハローワーク草津(草津公共職業安定所)を通して募集しています。
※保育士と幼稚園教員の併願可



職種	保育士・幼稚園教員	
募集人員	1日2、3、5、6時間 勤務 30人程度	1日7時間45分 勤務 45人程度
雇用期間	来年4月1日～9月30日※更新の可能性あり	
資格	保育士資格か幼稚園教諭免許 (認定こども園は両免必要)	
勤務日	保育所、 幼保連携型認定こども園	幼稚園、 幼稚園型認定こども園
	月～金曜日 (月1～2回程度土曜日 出勤あり)	月～金曜日 (認定こども園は月 1～2回程度土曜日 出勤あり)
勤務時間	7:15～19:00	8:20～17:05
試験日	来年1月21日(土)	
応募期間	12月1日(木)～来年1月18日(水)	

▶申込・問合せ ハローワーク草津(野村五、☎562-3720、FAX562-9692)、幼児課(1階、☎561-6878、FAX561-2480)

家屋償却資産にかかる固定資産税

詳しくは、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

①家屋を建てたり取り壊したりしたときは届出を

固定資産税は、毎年1月1日の現況で課税されます。1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊したりした場合も、同年4月1日から始まる年度の固定資産税などは、1月1日現在の所有者に、1年分が課税されます。

・家屋の建築や、用途の変更をしたとき

家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。建築確認申請が不要な床面積10㎡未満の小規模な家屋を建てたときや増築をしたとき、家屋の用途を変更したときもご連絡ください。

・取り壊したとき

届出には、取り壊し証明や取り壊した日が確認で

募集 市職員

職種	上級土木職【追加】
採用予定人員	5人程度
受験資格	昭和56年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人
試験	【第一次】来年1月29日(日) 9:00～(8:40集合) 草津市役所 ※試験内容などについては、受験案内や市ホームページをご覧ください
最終合格発表	来年3月上旬
採用予定	来年4月1日
受験申込書等の請求	直接か郵送で、〒525-8588 草津市役所職員課(7階、☎561-2314、FAX561-2490) ※郵送の場合は、120円切手を貼った返信用封筒(角2)を同封してください ※市ホームページからもダウンロード可
受験申込書の受付	【電子申請システム】12月1日(木)8:30～来年1月6日(金)17:00の受信分が有効 【直接か郵送】12月1日(木)～来年1月6日(金)[消印有効]の平日8:30～17:15に、職員課

忘れずに納めましょう

12月28日(水)納期限

納期限をお間違えなく!

固定資産税・都市計画税(3期) 国民健康保険税(7期)
口座振替やコンビニエンスストアでも納税できます

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
■納税課(1階、☎561-2311、FAX561-2479)

きる書類が必要な場合があります。届出がないと、課税される場合があります。

・住宅用地に対する特例の適用について

住宅用の敷地は、税額が低く抑えられているので、住宅を取り壊した場合や住宅用地以外の利用をする場合などは、税額が上がる場合があります。

②住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額制度

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修などの工事をすると、その家屋の固定資産税が減額になる場合があります。

③償却資産の申告のお願い

毎年1月1日現在で市内に償却資産(土地や家屋以外で事業に使える資産)を所有している人は、申告してください。

▶問合せ 税務課 資産税グループ(1階10番窓口、☎561-2310、FAX561-2479)

意見公募

あなたのご意見をお待ちしています

計画	提出・問合せ
第3次草津市就労支援計画(案) 働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因があり就職しづらい人の就労を促進するための計画(案)です。	12月1日(木)～来年1月6日(金)に、商工観光労政課(4階、☎561-2352、FAX561-2486、✉shoro@city.kusatsu.lg.jp)
草津市地域防災計画修正(案) 県地域防災計画の改正や避難所生活者への対応、平成27年草津市防災アセスメント調査の結果を踏まえ、修正します。	12月1日(木)～来年1月6日(金)に、危機管理課(2階、☎561-2325、FAX561-6852、✉kikikanri@city.kusatsu.lg.jp)
第5次草津市総合計画 第3期基本計画(案) 総合計画は、市のめざす将来像とそれを実現するための市政運営の計画です。 来年度から始まる4年間の第3期基本計画(案)です。	12月7日(水)～来年1月6日(金)に、企画調整課(7階、☎561-2320、FAX561-2489、✉kikaku@city.kusatsu.lg.jp)

「第5次草津市総合計画 第3期基本計画(案)」のタウンミーティング

市長が皆さんに直接説明し、意見交換します。

- ・とき ①12月17日(土) 14:00～ ②12月18日(日) 10:00～ ③12月22日(木) 19:00～
- ・ところ ①人権センター(野村三) ②市役所2階 特大会議室 ③市民交流プラザ(野路一)



これらの案は、担当課や情報公開室、市民センター、人権センター、隣保館、図書館、南草津図書館、市ホームページで見ることができます。
※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には直接回答しません

意見公募

ご意見ありがとうございました

草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業(案)

介護保険制度の改正で、来年の4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。9月1日～30日に皆さんの意見を募集したところ、3人から8件の意見がありました。主な意見の要約と市の考え方は、次のとおりです。

意見	市の考え方
「介護予防通所介護相当サービス」「緩和した基準で行う生活援助」とあるが、「相当」や「緩和」という表現ではわかりにくい。もっと愛着のもてる表現に変えてはどうか。	事業実施内容(案)では、国のガイドラインに則して「相当」や「緩和」と記載しました。今後は、各種サービスにはわかりやすくサービス名を付記します。
高齢者が自ら介護予防に取り組めるような仕組み・仕掛けづくりを一層期待する。	高齢者の社会参加やいきがづくりなど、介護予防の取り組みをさらに推進するとともに、市民や企業、団体、大学などと一体となって健康都市づくりを進めます。
訪問型サービスの利用回数は、要支援認定者が一律に週1回とされているが、自宅での生活が難しい場合、2回利用することができるのか。利用回数はケアマネジメントにより判断すべき。	サービス利用回数は、原則1回としていますが、ケアマネジメントに基づき、対象者の状態に応じて週2回のサービス利用も可能と考えています。このことから、回数の表記を「週1回程度」と改めます。その他の利用回数の表記にも「程度」と追記します。



詳細は、担当課や情報公開室、市民センター、人権センター、隣保館、図書館、南草津図書館、市ホームページで見ることができます

▶問合せ 長寿いきがい課(さわやか保健センター2階、☎561-2372、FAX561-6780)